



熊本県公報

号外 第53号
令和2年(2020年)
8月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令		
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	（人事課）	1
○熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	5
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	5

訓 令

熊本県訓令第51号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「新型コロナウイルス感染症対策室を」の次に「、球磨川流域復興局に
 球磨川流域復興局付を」を加え、「及び新型コロナウイルス感染症対策室は」を「、新型
 コロナウイルス感染症対策室及び球磨川流域復興局付は」に改める。
 第4条第10項中「土木部」を「企画振興部及び土木部」に改め、同条中第27項を第
 28項とし、第22項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第21項の次に次の1項を
 加える。
 22 球磨川流域復興局に課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。
 第5条第13項中「室長」の次に「、球磨川流域復興局付にあつては企画振興部に置く
 政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

別表第1企画振興部の項中

交通政策・情報局	交通政策課
	情報政策課

 を

交通政
球磨川

策・情報局	交通政策課
	情報政策課

流域復興局

」に改める。

別表第3の3の表に次のように加える。

球磨川 流域復 興局	1	令和2 年7月豪 雨による 災害から の復旧及 び復興の 総合的な 企画及び 調整に関						
------------------	---	---	--	--	--	--	--	--

		すること					
--	--	------	--	--	--	--	--

別表第3の6の表商工労働局の部商工振興金融課の款第19項中「又はその構成員」を「若しくはその構成員又は令和2年7月豪雨により被災した中小企業者」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第52号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県法令審議会規程の一部を改正する訓令
熊本県法令審議会規程（昭和27年熊本県訓令第584号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第53号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表その他の職員の部本庁の職員（知事公室付及び新型コロナウイルス感染症対策室の職員を除く。）の項中「及び新型コロナウイルス感染症対策室」を「、新型コロナウイルス感染症対策室及び球磨川流域復興局付」に改め、同部本庁の職員（新型コロナウイルス感染症対策室の職員に限る。）の項の次に次のように加える。

本庁の職員（球磨川流域復興局付の職員に限る。）	企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）
-------------------------	---

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第54号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1中73の項を75の項とし、56の項から72の項までを2項ずつ繰り下げ、55の項を56の項とし、同項の次に次の1項を加える。

57	熊本県企画振興部 球磨川流域復興局 政策監印	方 21	一般文書用	企画振興部 球磨川流域 復興局付	企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）
----	------------------------------	------	-------	------------------------	---

別表第1中54の項を55の項とし、32の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、31の項の次に次の1項を加える。

3 2	熊本県企画振興部 球磨川流域復興局 長印	方 2 1	一般文書用	企画振興部 球磨川流域 復興局	企画課長
-----	----------------------------	-------	-------	-----------------------	------

別表第2中73を75とし、56から72までを2ずつ繰り下げ、55を56とし、その次に次のように加える。

5 7

熊本県企画振興
部 球 磨 川 流 域
復 興 局 政 策 監

縦 21 横 21

別表第2中54を55とし、32から53までを1ずつ繰り下げ、31の次に次のように加える。

3 2

熊本県企画振
興 部 球 磨 川 流
域 復 興 局 長

縦 21 横 21

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第55号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事検査規程の一部を改正する訓令
熊本県工事検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第56号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「室長」の次に「、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

- 熊本県訓令第57号
- 熊本県公営企業管理規程第9号
- 熊本県教育委員会訓令第15号
- 熊本県警察本部訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
熊 本 県 警 察 本 部 長 小 山 一 巖

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県教育長 古閑陽
熊本県警察本部長 小山一巖

熊本県災害警戒本部規程の一部を改正する訓令
熊本県災害警戒本部規程（平成10年熊本県訓令第23号、平成10年熊本県公営企業
管理規程第6号、平成10年熊本県教育委員会訓令第4号、平成10年熊本県警察本部訓
令甲第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第4項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、新型
コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長、球磨川流域復興局付にあつ
ては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政
策監）」を加える。

附 則
この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第58号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令
熊本県電子署名規程（平成16年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。
第5条第5項中「、知事公室」を「知事公室」に改め、「政策調整監」の次に「、球磨
川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画
振興部長が指定する政策監）」を加える。

附 則
この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第59号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中	「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
		企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課
		企画振興部地域・文化振興局川辺川ダム総合対策課
		企画振興部交通政策・情報局交通政策課

を	「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	に改める。
		企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課	
		企画振興部地域・文化振興局川辺川ダム総合対策課	
		企画振興部交通政策・情報局交通政策課	
		企画振興部球磨川流域復興局付	

附 則
この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第60号
 熊本県公営企業管理規程第10号
 熊本県病院局管理規程第9号
 熊本県教育委員会訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局
 病 院 局
 教 育 局

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和2年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫
 熊本県病院事業管理者 吉田勝也
 熊本県教育長 古閑陽一

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。
 第10条中「本庁の各課長」の次に「（新型コロナウイルス感染症対策室にあっては知事公室に置く室長、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

附 則
 この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

熊本県訓令第61号
 熊本県公営企業管理規程第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各 地 方 出 先 機 関
 企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和2年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
 第5条第2項中「室長」の次に「、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）」を加える。

第16条第1項中「又は政策調整監名」を「、政策調整監名、新型コロナウイルス感染症対策室長名又は球磨川流域復興局政策監名」に改める。

第24条第10号中「又は政策調整監」を削る。
 別表第1の1の項中「情報政策課 情政」を「情報政策課 情政 球磨川流域復興局付 球復付」に改める。

附 則
 この訓令は、令和2年8月21日から施行する。